

第1号被保険者（65歳以上のかた）の保険料の額

保険料は、前年中の本人の合計所得金額や世帯の課税状況などによって、次のとおり15段階に区分されます。
尾張旭市の令和6年度から令和8年度までの介護保険料月額基準額は、5,490円です。

保険料年額の計算方法 = 月額基準額 × 保険料率 × 12月（100円未満切り捨て）

※ 令和8年4月に、表中の「80万9千円」が「82万6500円」に改正されます。

所得段階別保険料額表（令和7年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額が80万9千円以下のかた	0.23	15,100円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額が80万9千円を超え120万円以下のかた	0.4	26,300円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超えるかた	0.685	45,100円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯課税）で、合計所得金額 + 課税年金収入額が80万9千円以下のかた	0.9	59,200円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯課税）で、合計所得金額 + 課税年金収入額が80万9千円を超えるかた	1	65,800円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	1.2	79,000円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	1.3	85,600円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	1.5	98,800円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた	1.7	111,900円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた	1.9	125,100円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた	2.1	138,300円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた	2.3	151,500円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満のかた	2.4	158,100円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のかた	2.5	164,700円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上のかた	2.6	171,200円

第1段階、第2段階及び第3段階の保険料は、公費による軽減措置後の金額です。